

平成28年度事業計画

<事業計画>

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

I 基本方針

水産業や漁村は、水産資源の減少、漁業の担い手の減少・高齢化など多くの課題を抱えている。

また近い将来、発生が予測される大規模な地震・津波や頻発する自然災害に備えて、漁港、漁村及び海岸の防災・減災対策を講ずることが重要である。

こうしたなか、引き続き水産資源の持続的利用を図りながら、水産物の自給率を高めて国民に安全・安心な水産物を安定的に提供していくという重要な役割を果たすことが求められている。

このため、東日本大震災からの復旧・復興の加速化とともに、生産の場である漁場の整備や水域環境整備の推進による水産資源の回復対策、消費・輸出の拡大を図るための流通拠点漁港の高度衛生管理対策、漁港・漁村の防災・減災対策や漁港施設の長寿命化対策及び漁港機能の集約化・再活用などを着実に進めていく必要がある。

更に、水産業を魅力ある産業として次世代に伝え、豊かで安心して暮らせる漁村づくりのために、様々な地域資源を活かした地域活性化対策、水面多面的機能発揮対策の推進など水産業・漁村の活性化にも取り組む必要がある。

本会としては、これらの課題の解決に向けた漁港、漁場、漁村の総合的な整備の推進、活力ある漁村づくりに向けて、都道府県協会と連携して水産業、漁村の重要な役割について国民の理解と支持を得るための広報・啓発活動に努めるとともに、地域振興、環境保全等の課題に積極的に取り組む。

特に、水産業や漁村の声が的確に政府に届くように、全国漁港漁場大会等を開催し、その成果を行政や関係団体に提言する。

また、漁港、漁場、漁村の総合的整備及びその利用促進に資する情報収集、調査研究及びこれらの情報発信に努める。

こうした活動・事業については、引き続き事業のメリハリをつけ、経費の節減とともに国や地方公共団体からの受託事業の確保や出版事業の一層の拡充を図り、効率的・効果的な事業運営に努める。

Ⅱ 事業計画の概要

1. 漁港、漁場、漁村等に関する講習会、研究発表会の開催

漁港漁場漁村の効率的な整備の推進、総合的な利活用を図るためには、調査研究や技術、情報の普及が不可欠である。

そのため、漁港漁場漁村関係者を対象とした漁港漁場漁村関連の最新の制度、事業、技術等に関する講習会、研究発表会等を関係機関と協力して開催する。

(1) 漁港漁場講習会の開催

水産庁の協力を得て、幅広い漁港漁場漁村関連事項を中心とした漁港漁場講習会を東京都内で開催する。

(2) 第15回全国漁港漁場整備技術研究発表会の開催

水産庁及び富山県と共催し、10月19日、20日に富山県において第15回全国漁港漁場整備技術研究発表会を開催する。

2. 全国漁港漁場大会等の開催

(1) 第67回全国漁港漁場大会の開催

10月27日、東京都港区の「メルパルクホール」において、水産業の振興、地域の活性化を目指す取組み等に関する情報と意見を交換し、漁港・漁場・漁村の総合的整備に関する方策を議論する第67回全国漁港漁場大会を開催する。

大会においては、水産基盤整備事業に関連する諸問題について討議を行い、全国の漁港漁場関係者の総意としての提言をとりまとめる。また、提言内容の実現を図るため、水産関係団体と連携を取り、政府、国会に対する要請活動を実施する。

(2) 各種会議等での要請活動

漁港漁場漁村の整備の促進を期するためには、政府、国会だけでなく、政党、関係諸団体の理解と支援を得ることが重要であるため、政党、関係諸団体等の各種会議、集会等に積極的に出席して情報の的確な把握に努めるとともに、強力な支援を要請する。

3. 漁港、漁場、漁村等に関する調査研究の実施

(1) 国及び地方公共団体が実施する漁港、漁場、漁村等に関する調査研究に対して積極的に協力する。

(2) 漁港台帳等の電子化とそれらのデータの効率的・効果的な利用につき検討を行い、地方公共団体にサービスを提供する。

4. 漁港、漁場、漁村等に関する資料の収集

漁港漁場漁村の整備に必要な諸制度及び技術の研究開発等に関する資料や漁港漁場漁村の実態等の資料収集に努めるとともに、水産基盤整備事業に関する地方公共団体の負担割合の調査を会員の協力のもとで実施する。

5. 漁港、漁場、漁村等に関する国際交流

特殊法人韓国漁村漁港協会との間で行っている日韓漁港漁場漁村技術交流会議は、平成9年3月に日本での第1回会議開催後毎年交互に開催国となって、漁港漁場漁村の整備や漁村地域の活性化に関する技術、情報等の交換を行っている。

本年の第19回会議は6月23日に北海道で開催する予定で、交流会議及び漁港等の視察を予定しており、多くの成果が得られるよう万全を期する。なお本年より、我が国で開催する際には（一財）漁港漁場漁村総合研究所との共催とする。

また、漁港漁場に関連する国際会議・学会の支援、海外からの漁港視察団や研修員の受入についても要請に応じ対応する。

6. 漁港、漁場、漁村等に関する指導・助言

(1) 地区協議会・都道府県漁港漁場協会総会等

地区における協議会及び都道府県漁港漁場協会総会等に参加し、漁港、漁場、漁村、海岸の整備等に関する情報の発信、交換に努め、これらの整備促進に向けた積極的な活動方を強く要請する。

(2) 特定第3種漁港市長協議会

特定第3種漁港市長協議会の活動に参画するとともに講演等を行うなど情報収集を支援する。また、当協議会が参加している全国水産都市三団体連絡協議会の活動等を支援する。

(3) 漁港漁場検診の実施

都道府県協会又は漁港管理者等の依頼に応じて、漁港漁場検診に参加する。

(4) 市町村の活動支援

市町村が実施する活性化への取り組みを支援する。

7. 漁港、漁場、漁村等に関する啓発普及

漁港、漁場、漁村の重要性やその整備の必要性について、財政当局など政府、国会、政党への提言のほか、一般国民の理解と支援を得るためにホームページによる広報や啓

発資料の作成等の取り組みを実施している。

平成 28 年度においては、漁港漁場漁村がおかれている状況を十分に踏まえつつ、次の諸事業を行うほか、各都道府県協会等と密接な連携をとり、漁港漁場漁村の役割や現状等に関して効果的な啓発普及を実施するとともに、都道府県協会における啓発普及活動の積極的な支援を行う。

(1) 地震津波等の防災対策の啓発普及

近い将来、東海、東南海、南海地震津波等の発生が憂慮されていることや近年台風、集中豪雨等の猛威が増していることから、全国漁港海岸防災協会と協力して、漁港海岸に関するハード対策の必要性を強力に訴えるとともに、人命の安全を第一とした避難等の重要性の啓発普及活動を行う。

(2) 漁村の環境整備の啓発普及

都市部に比べて著しく遅れている漁村の生活環境の改善を積極的に推進するため、水産庁等と連携を図りつつ、漁村の生活環境改善に対する理解を一層促進するとともに、安全で暮らしやすい漁村の生活環境の実現に向けて、関係機関・団体と一致協力して対処する。

(3) 漁港漁場漁村環境美化に関する啓発普及

漁港漁場愛護精神の啓発に努めるとともに、漁港漁村環境整備事業及び(公財)海と渚環境美化・油濁対策機構によるクリーンアップ事業とも協調して、美しく快適な漁港漁村環境の創出に努める。

(4) プレジャーボート対策等の漁村活性化に関する取組

水産関係団体及び「海の駅ネットワーク」などプレジャーボート等海洋レクリエーション関係機関・団体と協力して、プレジャーボート等の適正な係留保管の推進、プレジャーボート等を通じた都市漁村交流、漁村活性化の推進に努める。

また、要請に応じてフィッシャリーナの認定等を行う。

(5) ホームページの充実

ホームページの一層の充実を図り、漁港漁場漁村に関する情報を適時・的確に提供することにより、水産業・漁村の重要性、水産基盤整備等の必要性に関する支持の拡大、都道府県協会との連携等に努める。

(6) 漁村女性セミナーの開催等

活力ある漁村づくりのために、女性の視点から漁村の女性が積極的に発言し、貢献していくことを期待し、漁村女性セミナーを開催するとともに、機関誌「漁港漁

場」の「浜の井戸端会議（女性通信）」等の充実に努める。

(7) 漁港漁場功績者等の表彰

第73回定時総会に先立ち、全国漁港漁場協会表彰規程に基づき平成28年度の漁港漁場功績者（漁港漁場協会役職員、市町村漁港漁場担当職員）、優秀漁港漁場事業実施機関及び漁港漁場愛護団体の表彰を行う。

(8) 2016 漁港漁場漁村海岸写真コンクールの実施

写真を通じて漁港・漁場・漁村・海岸への一般の人々の理解を深め、併せて水産業の重要性をPRするため、全国漁港海岸防災協会との共催により、水産庁の後援、関係団体の協力を得て写真コンクールを実施する。

(9) 都道府県協会が行う啓発普及等に対する支援

都道府県協会が主催又は後援する事業で、かつ当該都道府県の範囲を超えて実施する次の事業を支援する。

- i 漁港漁場漁村に関する諸問題についてのシンポジウムの開催事業
- ii 漁港漁場漁村に関する体験学習事業や研修事業
- iii 写真コンクール等

(10) 全国漁港海岸防災協会活動の支援等

近年、地震・津波や暴風の高波浪による災害の発生が国内外で目立っている。漁港海岸は漁港・漁村と一体となって沿岸域を形成しており、環境保全に留意しつつ漁村地域の均衡ある発展を期するには、漁港海岸事業及び漁港関係災害復旧事業等を水産基盤整備事業等との連携をとりながら推進し、漁村地域の安全性を高めていく必要がある。

このため、安全で美しく、明るく住みよい漁村づくりをめざして、全国漁港海岸防災協会の活動が所期の成果をあげられるよう積極的に支援する。

また、全国海岸事業促進連合協議会(海岸関係4団体で構成)が主催して行う第20回海岸シンポジウムが所期の成果をあげられるよう全国漁港海岸防災協会を支援する。

8. 漁港、漁場、漁村等に関する情報誌、関係図書の出版及び漁港標識の斡旋等

(1) 機関紙「漁港漁場月報」、機関誌「漁港漁場」の発行

機関紙「漁港漁場月報」を毎月、機関誌「漁港漁場」を年4回発行し、会員及び関係省庁等に配布して、漁港漁場漁村及び海岸の整備促進等に関する情報の交換、意識の高揚等に努める。

(2) 関係図書 の 出版等

漁港漁場漁村及び海岸等に関する知識の普及並びに関係者への利便に資するため、出版事業の一層の充実に努め、各種参考書、解説書及び資料等を発行するとともに、漁港標識の斡旋販売を行う。

また、本会の出版に限らず、地方発刊の書籍を含め、漁業や漁港漁場漁村に関する優良出版物をホームページや漁港漁場月報等で紹介、斡旋する。

9. 水産関係団体との協調連帯

国内外の政治・行政をはじめ、水産業を取り巻く諸情勢が大きく変動する中で、食料供給産業としての水産業の確固たる地位の確保、漁港漁村等地域社会の維持発展を図るため、水産関係団体が連帯して開催する活動等の企画・運営等に積極的に参画する。